

新規事業選定の考え方について

一般河川改修事業(大規模改良工事)について

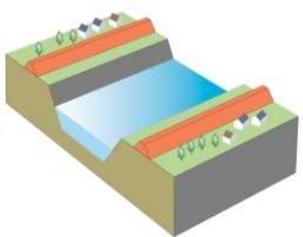
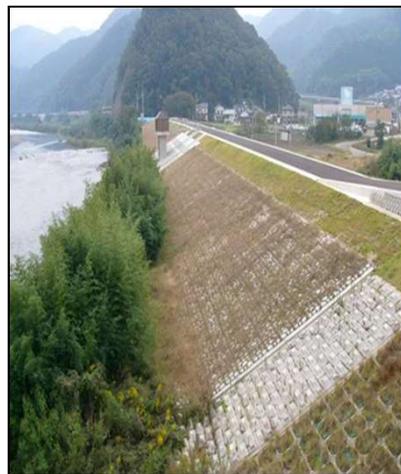
改良工事により、洪水、高潮等による災害の発生を防止し、河川を適正に利用し、更に流水の正常な機能を維持するようにこれを総合的に管理する。

【明治7年度より実施】

主な対策メニュー

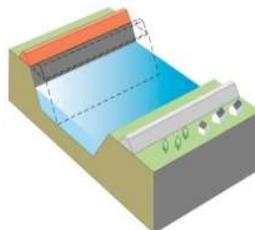
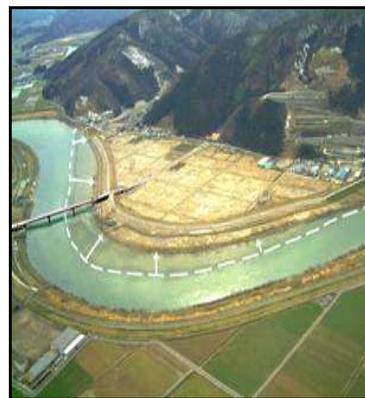
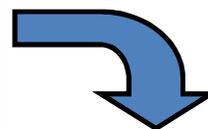
◆ 築堤・嵩上げ

堤防を造り水の流れる断面を大きくする。



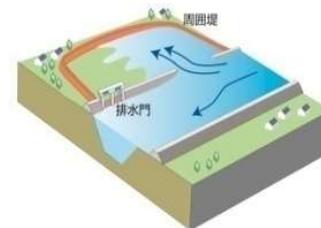
◆ 引堤

川幅を広げることにより河川の水の流れる断面を大きくし、水位を下げる。



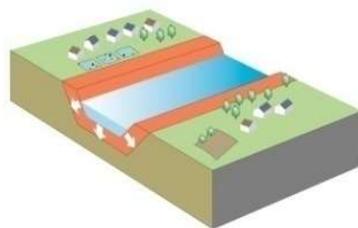
◆ 遊水地

洪水で水が溢れそうになった時、遊水地で洪水を一時貯め、洪水時の河川の水位を下げる。



◆ 河道掘削

河道を掘削して水の流れる断面を大きくし水位を下げる。



一般河川改修事業(大規模改良工事)の選定の考え方

河川整備計画に位置づけられている施設のうち、大規模改良工事の対象となり得る事業

検討の熟度等

・整備内容の具体化 等

- 次に掲げる施設に関する工事でこれに要する費用の額が120億円を超えるもの
 1. 貯留量800万m³以上のダム
 2. 湖沼水位調節施設
 3. 長さ750m以上の導水路、放水路又は捷水路
 4. 面積150ha以上の遊水地
 5. 長さ150m以上の堰又は床止め
 6. 前各号に掲げる施設に類する施設で国土交通大臣が指定するもの

計画段階評価を実施済みの事業

※ただし、河川整備計画策定時に計画段階評価と同等の手続きが行われた事業を除く

・検討の熟度
・関係者との調整 等

令和5年度 新規事業箇所候補

利根川水系利根川(千葉県) 利根川・江戸川直轄河川改修事業(田中調節池)

特定構造物改築事業について

河川管理施設のうち、既に耐用年数が過ぎている堰、水門等の大規模な老朽構造物又は許可工作物のうち、著しく河積を阻害し、治水上のネックとなっている橋梁、堰等の大規模な工作物で、いずれも全面的又はそれに近い大規模な改築が早急に必要となっているものに対して改築を実施する。

○河川管理施設の改築で以下に該当するもの

1. 耐用年数を超過し、老朽化が著しいこと、又は天然現象により施設機能に著しい障害が生じていること
2. 改築の範囲は必要最小限の範囲とするとともに、当該河川の計画に整合した構造とすること
3. 全体事業費が10億円以上であること

○許可工作物の改築で以下に該当するもの

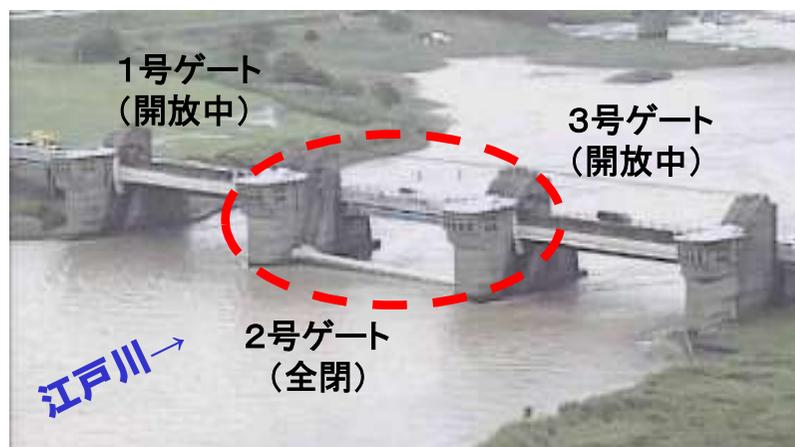
1. 改築許可工作物地点における流下能力が計画高水流量の2/3以下に絞られ、改築を実施する必要のあるもの
2. 全体事業費のうち、河川管理者の負担額は概ね10億円以上であること

【昭和60年度より実施】

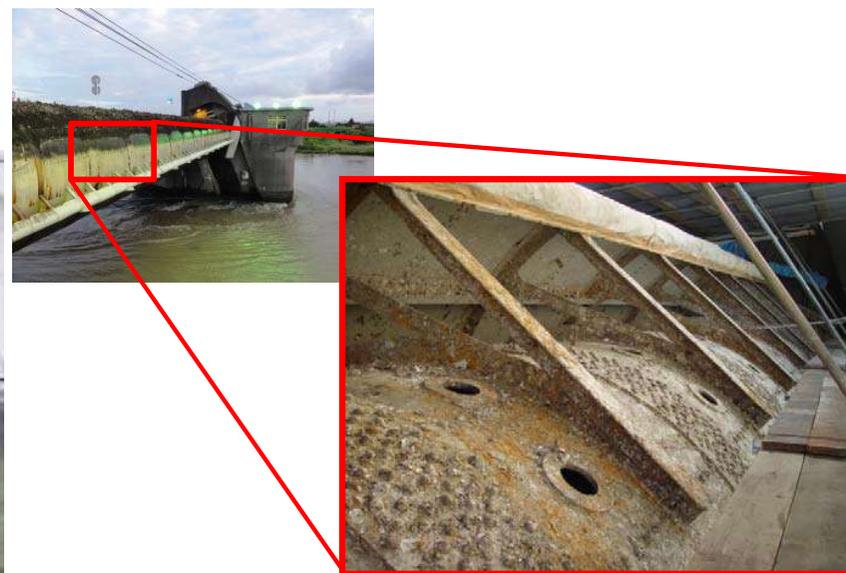
ぎょうとく

●行徳可動堰(江戸川 千葉県)

昭和32年に設置(56年が経過)され、全体的に経年劣化が著しい施設であり、平成19年台風第9号時には、堰中央の2号ゲート開操作が不能となる事態が発生し、早急に改築が必要である。



平成19年台風第9号時の堰中央2号ゲートの操作不能状況



ゲート部分の腐食状況

特定構造物改築事業の選定の考え方

河川整備計画に位置づけられている施設のうち、老朽化し、抜本的対策が必要な河川管理施設または洪水の安全な流下が阻害されている許可工作物で、特定構造物改築事業の対象となり得る施設

検討の熟度等

・整備内容の具体化 等

○河川管理施設の改築で以下に該当するもの

1. 耐用年数を超過し、老朽化が著しいこと、又は天然現象により施設機能に著しい障害が生じていること
2. 改築の範囲は必要最小限の範囲とするとともに、当該河川の計画に整合した構造とすること
3. 全体事業費が10億円以上であること

○許可工作物の改築で以下に該当するもの

1. 改築許可工作物地点における流下能力が計画高水流量の2/3以下に絞られ、改築を実施する必要があるもの
2. 全体事業費のうち、河川管理者の負担額は概ね10億円以上であること

計画段階評価を実施済みの事業

※ただし、河川整備計画策定時に計画段階評価と同等の手続きが行われた事業を除く

・検討の熟度
・関係者との調整 等

令和5年度 新規事業箇所候補

利根川水系江戸川(東京都・千葉県) 江戸川特定構造物改築事業(江戸川水閘門)

総合水系環境整備事業について

総合水系環境整備事業は、水系全体の河川環境について十分把握した上で、水系一貫した環境整備により「**生物の多様な生息・生育・繁殖環境の確保**」、「**健全な水循環系の確保**」、「**河川と地域関係の再構築**」を実施する。

自然再生に係る事業

河川横断工作物により河川が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域における魚道等の整備及び自然環境の保全・創出を必要とする区域についての河道整備、湿地再生等

水環境の整備に係る事業

水環境悪化の著しい河川等における水質浄化対策、流況改善等

水辺の整備に係る事業

地域の取組みと一体となった「かわまちづくり支援制度」等に位置づけられた、地域振興等に資する河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備

【平成17年度より実施】

自然再生



コウノトリの生息場となる
湿地環境の再生(円山川)

水環境



覆砂等による水質の浄化(中海、宍道湖)

水辺の整備



かわまちづくり計画に基づく
水辺の整備(京橋川)

総合水系環境整備事業の選定の考え方

河川整備計画に位置付けがあるが、水系における事業化がなされていない環境整備

検討の熟度等

- ・関係諸手続の進捗
 - ・自然再生計画の策定
 - ・水質保全計画の策定
 - ・かわまちづくり計画の登録 等
- ・整備内容の具体化 等

次のいずれかに該当するもの。

自然再生に係る事業

河川横断工作物により河川が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域における魚道等の整備及び自然環境の保全・創出を必要とする区域についての河道整備、湿地再生等

水環境の整備に係る事業

水環境悪化の著しい河川等における水質浄化対策、流況改善等

水辺の整備に係る事業

地域の取組みと一体となった「かわまちづくり支援制度」等に位置づけられた、地域振興等に資する河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備

計画段階評価を実施済みの事業

※ただし、河川整備計画策定時に計画段階評価と同等の手続きが行われた事業を除く

- ・検討の熟度
- ・関係者との調整 等

令和5年度 新規事業箇所候補

高津川水系高津川(島根県) 高津川総合水系環境整備事業

大分川水系大分川(大分県) 大分川総合水系環境整備事業